

令和5年度運営指導に よる指摘・指導事項例 ～居宅介護支援、地域密着型サービス～

富山市指導監査課・介護保険課

※この資料において示す事例及び解説は、令和5年度までに
行った運営指導による指摘・指導事項例です。
令和6年度の制度改正・報酬改定の内容を基にした指摘・
指導事項ではありませんので、ご注意ください。

居宅介護支援

富山市指導監査課・介護保険課

基準条例等について

市条例：「富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」
（平成26年富山市条例第63号）

市規則：「富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」（平成27年富山市規則第52号）

基準告示：「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第20号）

基準省令解釈通知：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号）

留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）

大臣基準告示：「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年3月23日厚労告第95号）

事例 1 運営基準減算（1 / 5）

【指摘事項】居宅サービス計画の作成等に関する運営基準の規定に適合しておらず、居宅介護支援の業務が適切に行われていない。

- ▶ 指定居宅介護支援に要する費用の算定において、居宅サービス計画の作成等に関する**運営基準の規定に適合していない場合**（次に示す①～④）は、**所定単位数の100分の50が減算**となります。また、**当該状態が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません**。居宅介護支援費を算定しない場合は、初回加算や退院・退所加算など、その他の加算も算定することはできません。

根拠法令等：留意事項通知第3の6

（2 / 5）へ続く→

事例 1 運営基準減算 (2 / 5)

①居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、**以下について明記した文書を交付して、説明を行っていない場合**

1. 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
2. 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
3. 前6ヶ月に作成した居宅サービス計画について、次のア及びイに定める割合
ア 総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合
イ 位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

※この場合、契約月から当該状態が解消された月の前月まで減算となります。

事例 1 運営基準減算（3 / 5）

② **居宅サービス計画の新規作成・変更**に当たっては次の場合

1. 利用者の**居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合**
2. **サービス担当者会議の開催等を行っていない場合**（やむを得ない事情がある場合を除く）
3. 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して**説明し、文書により利用者の同意**を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に**交付していない場合**

※この場合、当該月（当該居宅サービス計画に係る月）から当該状態が解消された月の前月まで減算となります。

（4 / 5）へ続く→

事例 1 運営基準減算（4 / 5）

③次の場合で、介護支援専門員が**サービス担当者会議等を行っていない**とき（やむを得ない事情がある場合を除く。）

1. 居宅サービス計画を**新規に作成**した場合
2. 要介護認定を受けている利用者が**要介護更新認定を受けた場合**
3. 要介護認定を受けている利用者が**要介護状態区分の変更の認定を受けた場合**

※この場合、当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算となります。

（5 / 5）へ続く→

事例 1 運営基準減算（5 / 5）

④居宅サービス計画作成後、**モニタリング**に当たっては、次の場合（特段の事情のない限り減算）

1. モニタリングの実施に当たって、**1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を実施していない場合**
2. モニタリングの**結果を記録していない状態が1月以上継続する場合**

※この場合、当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算となります。

事例 2 特定事業所集中減算

【指摘事項】 特定事業所集中減算の適用の有無にかかわらず、すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回、当該事業所において判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与について、紹介率が最高である法人の名称等について記載した書類を作成する必要があるが作成していない。

- ▶ 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、当該事業所において判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与について、紹介率が最高である法人の名称等について記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければいけません。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存してください。

根拠法令等：留意事項通知第3の10

事例 3 主治医の意見等

【指摘事項】利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めている。

- ▶ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりません。また、その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付してください。

根拠法令等：市条例第16条第19号及び第19号の2

地域密着型サービス

富山市指導監査課・介護保険課

※地域密着型サービスについて、この資料においては地域密着型サービスのみに該当する指摘・指導事項例を掲載しております。居宅サービス等と共通する指摘・指導事項例は、富山県厚生部高齢福祉課と連名で掲載している集団指導資料を確認してください。

基準条例等について（地域密着型サービス）

市条例：「富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山市条例第48号）

市規則：「富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」（平成25年富山市規則第69号）

基準告示：「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

基準省令解釈通知：「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）

留意事項通知：「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

事例 1 運営推進会議

【指摘事項】 運営推進会議をおおむね2箇月に1回以上開催し、活動状況の報告を行い、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、その記録を作成するとともに当該記録を公表していない。

- ▶ 事業者は、地域密着型サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員その他の当該地域密着型サービスについて知見を有する者により構成される運営推進会議を設置し、規定頻度以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければいけません。また、事業者は、この報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければいけません。
- ▶ 運営推進会議の開催頻度は、事業ごとに異なります。（例 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護等はおおむね6箇月に1回以上）

根拠法令等：（例 地域密着型通所介護）市条例第60条の17第1項及び第2項

事例 2 外部評価の実施（認知症対応型共同生活介護）

【指摘事項】 自己評価及び外部評価を行っていない。

- ▶ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自ら提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、少なくとも年に1回は外部の者による評価又は運営推進会議における評価を受け、それらの結果を公表すること。運営推進会議の開催頻度は、事業ごとに異なります。（例 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護等はおおむね6箇月に1回以上）

根拠法令等：富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第118条第7項

事例 3 認知症介護研修について

【指摘事項】各職種に義務付けられている認知症介護研修を修了していない。

▶ 次のとおり認知症介護研修の修了が義務付けられています。

	計画作成担当者	管理者	代表者
認知症対応型通所介護	—		—
認知症対応型共同生活介護	認知症介護実践者研修	認知症介護実践者研修	認知症対応型サービス事業 開設者研修※
小規模多機能型居宅介護	認知症介護実践者研修 +	+	
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	認知症対応型サービス 事業管理者研修※	

※ ただし、管理者又は代表者の変更時には研修の開催状況等を踏まえ、研修の修了が見込まれる者とする事も可能です。詳しくは、お問い合わせください。

根拠法令等：（例 認知症対応型通所介護）市条例第63条第2項